

支部臨時総会開催について

新型コロナウイルス感染症が現在も収束の目処が立たない状況であります。この状況の中、支部臨時総会開催につきましては、次のとおり実施していただきたくお願いを申し上げます。

1. 招集総会の場合

- (1) 会議室等の利用の際、窓やドアを開け換気を十分に行う。
- (2) 密にならないよう、人との間隔を2m以上とる。
- (3) 検温を行い、体温が37.5℃以上ある場合、咳、喉の痛みなどの症状がある場合、その他体調に異常がある場合は、入室を控えてもらうよう協力をお願いする。

2. 書面による総会の場合

上記1 招集総会開催が難し場合、書面による総会が認められます。

- (1) 支部会員に議案を伝え、決議書において決議する。その際、支部会員現在数の過半数をもって決する。
- (2) 決議書は支部で保管する。